

「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」についての意見

12月24日 東京大学 神田秀樹

金融危機を受けて世界レベルで行われている議論の動向を踏まえ、取り入れるべき制度整備は取り入れるとともに、日本としては、世界的な議論に必要以上に左右されることなく、銀行システムおよび資本市場システムの一層の強化に取り組むことが望ましいと考えます。その際、国際社会において将来に向けて日本の金融機関（金融商品取引業者を含む）を強くするという政策的・制度的アプローチも必要であると考えます。また、国内的には、国民経済および国民の生活において金融・資本市場分野が果たす役割の重要性について認識の不足があるように感じられ、この点を改善する必要があると感じます。

このような観点から、「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」（以下「骨子」と呼びます）において示された考え方と対応に基本的に賛成します。以下、若干の点を敷衍して申し述べます。

I. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

日本の金融機関（金融商品取引業者を含む。以下同じ）が行うCDSを含めた店頭デリバティブ取引の規模は、世界全体の規模と比較すると、相対的にはそれほど大きくはありません。そうした現状を踏まえたうえで、取引実態の透明性向上と清算制度の整備をはかることが望ましいと考えます。とくに、「骨子」に述べられているように、金融商品取引法のもとで清算機関についての監督上の枠組みを整備することは必要なことであると考えます。

II. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債取引および貸株取引等については、リーマン危機時の経験をも踏まえ、決済リスクの削減策と清算態勢の強化について、「骨子」に述べられているように、関係者において具体的な改革案が検討されることを望みます。

III. 証券会社の連結規制・監督等

金融システムに影響を及ぼす金融グループには、銀行グループだけでなく、証券会社（第一種金融商品取引業者）が核である金融グループも含まれます。したがって、銀行グループについてだけでなく、証券会社グループについても、「骨子」に述べられているように、グループ単位での規制・監督の枠組みを整備することが必要であると考えます。また、同様の観点から、金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化および保険会社の連結財務規制についても、「骨子」に述べられている対応の方向は妥当であると考えます。

IV. ヘッジ・ファンド規制

ヘッジ・ファンドについては、すでに金融商品取引法において規制の枠組みが整備されているため、これを維持しながら対応の改善が必要かどうかを注視していくという「骨子」の考え方は妥当であると考えます。

V. 投資家保護・取引の公正の確保

これは、金融危機を受けての世界的な議論とは別の日本に固有の状況に基づく制度整備の議論であると理解します。これまでの経験の踏まえると、地方公共団体に必要な金融知識を踏まえた投資判断が行われ得る態勢が整っているとはいえません。したがって、「骨子」に述べられているように、金融商品取引法上、地方公共団体は「プロへ移行可能なアマ」とすべきものと考えます。その他の点についても、規制強化の必要性について検討を行うとする「骨子」の方向に賛成します。

VI. その他——空売り報告制度の整備等

空売りの規制は諸外国が抱える難問です。「骨子」に述べられているように、今後、世界の動向をも注視しながら総合的な検討を続けていくという方向が妥当であると思います。

（以上）